藤沢市役所の連絡先 ☎0466（25）1111（午前8時～午後9時、年中無休）、0466（25）1114（左記の時間以外）、FAX 0466（24）5928
藤沢市役所の連絡先 ☎0466（25）1111（午前8時～午後9時、年中無休）、0466（25）1114（左記の時間以外）、FAX0466（24）5928

CULTURE SPACE カルチャースペース

明記のないものは…
●先着順●申し込み不要●午前8時30分から受け付け●費用は無料●持ち物はお問い合わせください※電話番号などは間違いのないようおかけください

湘南なぎさ荘
☎(36)2315 FAX(36)1171 休館日＝月曜日
申し込みは午前9時～午後4時

◆ゆがみ調整講座～コンディショニング体操 3月26日㈫、30日㈯午後1時30分～3時。講師＝小野口秀治氏。市内在住の60歳以上の方各日30人。申3月13日㈬から電話または来館で。

◆シニアリトミック～ピアノに合わせ脳と身体と心の健康を 3月29日㈮午前10時30分～11時30分。講師＝下江雅子氏。市内在住の60歳以上の方16人。申3月15日㈮から電話または来館で。

こぶし荘
☎(45)3121 FAX(45)3126 休館日＝月曜日
申し込みは午前9時～午後4時

◆健康づくり運動講座～元気でふんばりサーキット 3月26日㈫午前9時30分～11時30分。市内在住の60歳以上の方20人（抽選）。申3月13日㈬までに電話または来館で。

◆こぶし映画会 3月17日㈰㋐午前10時～11時30分…「ミニオンズフィーバー」、㋑午後1時～3時…「しあわせのパン」。㋐市内在住の方、㋑市内在住の60歳以上の方。

長久保公園
☎(34)8422 FAX(36)6700 ◎管理事務所休所日＝月曜日、祝日の翌日

■緑化講習会

◆㋐さつき盆栽講習会（さつき鉢の選び方、樹形による鉢の選び方） 3月17日㈰午前10時～11時30分。講師＝神奈川県さつき会会員。16人。

◆㋑菊の講習会～培養土、挿し芽用土作り 3月17日㈰午後1時30分～3時30分。講師＝藤沢菊花会会員。15人。

◆㋒初心者のための家庭菜園入門 3月23日㈯午後1時30分～3時。講師＝みどりの相談員坂本立弥氏。16人。費500円。

◆㋓菊の講習会～挿し芽 3月24日㈰午前9時30分～11時30分。講師＝藤沢菊花会会員。15人。

◆㋔造園のプロが手ほどきする庭木の手入れ～マツ 3月24日㈰午後1時30分～3時30分。講師＝㈲植定渡部定男氏。24人。

申㋐～㋔は2月29日㈭から電話または来園で。※長久保公園のホームページからも申し込みできます。

■みどりの展示会

◆ボタニカルアートサークル「花暦」展 3月23日㈯～31日㈰午前8時30分～午後5時。

湘南台文化センター
休館日＝月曜日、祝日の翌日

こども館 ☎(45)1500 FAX(45)1503

◆臨時休館のお知らせ 3月5日㈫～8日㈮は宇宙劇場の番組入れ替え、展示ホール保守点検のため休館します。ご理解・ご協力をお願いします。

■宇宙劇場

◆ナイトイベント プラネタリウム震災特別番組投映「星よりも、遠くへ」 3月9日㈯午後6時30分～7時20分。160人。申2月28日㈬から電話で。

◆一般向けプラネタリウム番組「人生で一度は見たい、空と宙」（有料） 3月31日㈰まで。

◆全天周映画番組「プラネットパワー 近未来へとはばたく翼」（有料） 3月31日㈰まで。

◆全天周映画番組「オーロラを見た恐竜たち」（有料） 3月31日㈰まで。

◆キッズプラネタリウム「きれいがいっぱい せいうん・ぎんが」（有料） 3月31日㈰まで。

■ワークショップ

◆㋐ハーバリウムを作ろう 3月2日㈯、3日㈰◎午前10時◎午後1時30分◎午後3時30分。小・中学生と保護者同伴の幼児各回30人。費300円。

◆㋑キャンディーバッグを作ろう 3月9日㈯、10日㈰◎午前10時◎午後1時30分◎午後3時30分。小・中学生と保護者同伴の幼児各回30人。費300円。

◆㋒春休みワークショップ「ペーパーリースを作ろう」 3月16日㈯～4月4日㈭〈休館日を除く〉◎午前10時◎午後1時30分◎午後3時30分。小・中学生と保護者同伴の幼児各回30人。費200円。

申㋐～㋒は当日午前9時から整理券を配布（1人1枚）。

◆㋓陶芸教室（楽焼き） 4月7日㈰、21日㈰午前9時30分～正午、全2回。小・中学生と保護者20人（抽選）。費600円。

◆㋔竹林で一日を楽しく過ごそう 4月7日㈰午前10時～午後3時。円行公園でタケノコ掘りほか。※雨天時は館内で工作。小学3年生～中学生と保護者12組（抽選）。費1人200円。

申㋐㋑㋔は3月24日㈰〈必着〉までにはがきに講座名・講座開催日、参加希望者全員の住所・氏名・学年（年齢）・電話番号を書いて、湘南台文化センターこども館〈〒252-0804湘南台1-8〉へ。※同館のホームページからも申し込みできます（締め切り日の午後5時まで）。

遠藤笹窪谷公園
☎(47)7760 FAX(47)8525 ◎管理事務所休所日＝月曜日、祝日の翌日

◆谷戸の生きもの観察会 3月23日㈯午前9時30分～正午。講師＝Dream eggsゆめたま相川健志氏。子と保護者5組（抽選）。※小学5年生以上の方は子どものみの参加も可。申2月29日㈭～3月6日㈬に電話または来園で。※遠藤笹窪谷公園のホームページからも申し込みできます。

藤沢青少年会館
☎(25)5215 FAX(28)9567 休館日＝第3月曜日

◆㋐華道体験 3月24日㈰午前10時～正午。市内在住・在学の小学生25人（抽選）。費1070円。

◆㋑あそびスタジオ「線路をつないで町をつくろう」 3月20日㈷午前10時～11時40分。市内在住・在学の小学1～4年生24人（抽選）。費300円。

申㋐は2月27日㈫～3月7日㈭、㋑は3月1日㈮～5日㈫に（公財）藤沢市みらい創造財団のホームページへ。

辻堂青少年会館
☎(36)3002 FAX(36)3988 休館日＝第3月曜日

◆㋐吉井奈々さんと話そう～LGBTQ 3月24日㈰午後1時～3時。自分の好きを大切にする生き方の講演。青少年と家族50人（抽選）。

◆㋑ミニチュアストラップ作り 3月16日㈯午前9時30分～11時30分。小・中学生20人（抽選）。費300円。

◆㋒作って遊ぼう！ SAKUSAKU 3月23日㈯午前10時30分～11時30分。竹ぼっくり作り。6歳までの子と保護者20人（抽選）。

申2月25日㈰から㋐は3月3日㈰、㋑㋒は4日㈪までに（公財）藤沢市みらい創造財団のホームページへ。

少年の森
☎(48)7234 FAX(48)7249 休所日＝月曜日

◆家族キャンプ（テント泊） 3月30日㈯午後1時30分～31日㈰午前10時。子と保護者6組（抽選）。※まき代1束500円。申3月1日㈮～7日㈭にEメールに参加者全員の住所・氏名・学年（年齢）・電話番号を書いて、少年の森✉mori@f-mirai.jpへ。

◆プレーパーク ◎原則毎週水・金曜日午前9時～午後4時30分◎5月19日～2025年3月16日〈4・8月を除く、月1回〉毎回日曜日午後1時30分～3時30分。自由な遊び、クラフト、たき火ほか。子と保護者。※日程など詳細は（公財）藤沢市みらい創造財団のホームページへ。

市民ギャラリー
☎(26)5133 FAX(26)5144 休館日＝月曜日

3月5日㈫～10日㈰の展示
☆第3回藤墨絵会展
☆湘南パッチワークキルト会 縫の会・翔の会・アップルハウス第2回合同展

3月19日㈫～24日㈰の展示
☆第30回湘南ゆうゆう会展（油彩・水彩）
☆第18回D-フォトクラブ写真展

3月26日㈫～31日㈰の展示
☆第17回35会員作品展（油彩・水彩ほか）

《常設展示室》

◆猿猴庵の見た藤沢・東海道 3月19日㈫～5月12日㈰。

凡例 申…申し込み、費…費用、問…問い合わせ

特集

4月1日から 相続登記の申請が義務化されます

相続などにより不動産の取得を知った日から3年以内に登記の申請をすることが義務となります。速やかに相続登記が行えるよう、今から備えましょう。

相続登記の申請は相続などによる不動産取得を知った日から3年以内に！

4月1日から、相続などにより不動産の取得を知った日から3年以内に登記の申請をすることが義務となります。正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。2024年4月1日より前の相続でも、相続登記がされていなければ義務化の対象となり、法律の施行日から3年以内の27年3月31日までに登記をする必要があります。

相続登記Q&A

Q 4月1日から始まる義務化は、私に関係があるの？

A 相続登記の申請の義務化は4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。それぞれのケースに応じて、相続人（遺族）で必要な遺産分割を行い、今のうちから相続登記を速やかに行うことが重要です。

Q 相続登記の申請って大変じゃないの？どのような手続きをとればいいの？

A 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続きは、不動産の所在地の法務局（登記所）に申請して行います。手続きは、①遺言書による相続の場合、②遺産分割協議による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③法定された割合による相続の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより必要な登記や書類が異なります。

必要な登記の種類は、法務省のホームページで案内しています。

Q 相続登記について、もっと知りたいときはどうすればいいの？

A 法務省のホームページで、法改正の詳細などを案内しています。

法務省 所有者不明 で検索

●相続登記の申請手続きに関する案内（ハンドブック）
●専門家（司法書士）の登記相談に関する案内

相続登記の免税措置の拡充

2025年3月31日までの期間は、相続登記について登録免許税が免税される場合があります。
※詳細は法務省のホームページへ

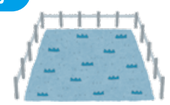

相続人申告登記制度が新設されます

申請義務を負う相続人が申請義務を簡易に履行できるようになります。登記上の所有者について相続が開始したことおよび自らが相続人であることを法務局に申し出ることにより、相続登記の申請義務を履行したものとみなされる制度で、登録免許税は非課税です。

★相続登記に関する問い合わせ＝横浜地方法務局湘南支局☎（35）4620または横浜地方法務局不動産登記部門☎045（641）7943

固定資産に係る現所有者の申告（相続人代表者の指定）

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日を賦課期日として所有者（原則、登記簿に所有者として登記されている方）に課税しますが、所有者が亡くなった場合は、不動産を現に所有している方（相続人など）に納める義務が生じるため、「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」の提出が必要になります。

「相続人代表者指定届」は亡くなった納税義務者に代わって当該年度の納付や還付に関する書類の受領をする代表者を法定相続人の中から定めるもので、「固定資産現所有者申告書」は翌年度以降の課税のために提出するものです。どちらも相続人が提出する書類のため、1枚の様式になっています。

現所有者（相続人など）が不動産を現に所有していることを知った日の翌日から3カ月を経過した日までに資産税課へ提出してください。

必要書類
●相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書
●相続人であることがわかる書類
（相続人と被相続人の戸籍全部事項証明書、遺産分割協議書、遺言書、法定相続情報一覧図など）〈コピー可〉

手続き方法
必要書類を資産税課へ郵送または持参で。
※申告書は資産税課の窓口で配布しているほか、市のホームページの同課のページからダウンロードできます

未登記家屋の名義変更

建物の表題登記は、所有権の取得の日から1カ月以内に申請することが義務付けられています。何らかの理由により登記がされていない家屋について所有者が変更になった場合は、法務局で新たに登記をするか、資産税課での手続きが必要です。

必要書類
●未登記家屋の名義変更に関する申出書
●未登記家屋の取得に関することがわかる書類
（遺産分割協議書など）
※コピーをとるので原則原本をお持ちください
※内容により必要書類が異なるので、事前に資産税課へお問い合わせください

手続き方法
必要書類を資産税課へ持参で。
※申出書は資産税課の窓口で配布しているほか、市のホームページの同課のページからダウンロードできます

★問い合わせ＝資産税課☎内線2351、FAX（50）8405